

農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 3 月 4 日(水)10 時 00 分から 10 時 45 分
2. 開催場所 役場 2 階 大会議室
3. 出席委員(14 人)

会長	1 番 野澤 典生
会長職務代理	2 番 飯澤 清成
農業委員	3 番 青木 博子
	4 番 島田 美知恵
	5 番 赤羽 道子
	6 番 高井 学
	7 番 横川 又司
推進委員	中村 良治
	伊藤 信一
	唐澤 秀明
	吉江 森男
	小松 英幸
	有賀 則幸
	有賀 米吉

4. 欠席委員 なし
5. 議事日程 議案第 1 号 農地法の規定に基づく許可について《諮問案件確認》
議案第 2 号 農地利用集積計画(農地中間管理事業)について
議案第 3 号 農地利用配分計画(案)について
議案第 4 号 非農地の承認について
報告事項 (1)農地法第 18 条第 6 項の規定による届出
(2)農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出

6.その他

7.農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 丸山 貴之
事務局次長	役場産業振興課長補佐兼農政係長 野澤 隆生
	役場産業振興課農政係 松田 馨司
	役場産業振興課農政係 中澤 貴子

8.会議の概要

<丸山事務局長>

皆さんおはようございます。定刻より少し早いですが、お揃いですので始めさせていただきます。

それでは開会の言葉を飯澤代理お願いいたします。

(開会)

<飯澤職務代理>

皆さんおはようございます。今から辰野町農業委員会総会を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

<丸山事務局長>

それでは2番会長あいさつ、野澤会長よろしくお願いいたします。

(会長あいさつ)

<野澤会長>

皆さんおはようございます。澤底の方もフクジュソウが綺麗に咲いたようでして、私もおかげさまで毎年恒例の花粉症がいよいよ始まる、春を感じています。

私はアスパラをやっているんですが、沢の水が非常に少なくて心配でして、今日もアスパラの会計の役員会があつたりしてちょっとその話題も出てくるんじゃないかと。各地のニュースを聞いていると、ダムが渇水状態ということで、ここからどんな状況になるのか、非常に5月のゴールデンウィーク前後の代かきを今からもう既に心配をしているというのが本音のところでございます。

そうは言っても、おかげさまで皆さんのご協力を得まして何とか1年やってこられました。本当にありがとうございました。また先月のファーマーズの集い、皆さんに大変ご協力いただきまして、また事務局にはいろいろ事前から準備いただきまして、討論会の方はちょっと盛り上がりがなかったのですが、そこそいい大会ができたのではないかと思います。本当にありがとうございました。

令和8年度来月から始まりますけども、皆さんには一通り一回りしていただいたんで、何とか仕事の内容も課題も見えてきたのではないかと思います。これから来年度に向けてですね、皆さんちょっと個々に反省をしていただいて、できるだけより良い農業委員会の運営にご協力いただければと思いますし、また皆さんにもさらに活発なご意見や提案をいただければと、このように考えております。本当に1年ご苦労様でした。

それではそういうことでまた3月の総会ちょっといろいろ盛りだくさんでございますけども、よろしくお願いいたします。

＜丸山事務局長＞

ありがとうございました。それでは3の議事録署名委員の指名を会長お願いいたします。

(議事録署名委員の指名)

＜野澤会長＞

今日の議事録署名人は5番の赤羽さんと6番の高井さんをお願いいたします。

＜丸山事務局長＞

よろしくお願いいたします。それでは4の議事に入ります。会議規則第6条により議長を会長よろしくお願いいたします。

(議事)

＜野澤会長＞

それでは議事に入りたいと思います。まず議案第1号について野澤補佐よりお願いいたします。

【議案第1号、3条の規定による許可申請について1番～5番】

＜野澤事務局次長＞

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

大字伊那富…番地にお住まいのAさんが所有いたします、

大字伊那富…番、地目は畑、面積378㎡および、

大字伊那富…番、地目は畑、面積1.10㎡を、

大字伊那富…番地にお住まいのBさんが取得するものです。

譲渡人のAさんは相続にて申請地を取得しましたが、今後耕作・管理を継続して行うことが難しいということで、今回申請地近隣にお住いのBさんが取得し、自家用野菜等を耕作されるということで申請がありました。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、横川委員、島田委員から意見書をいただいております。

<横川委員>

はい。2月の10日火曜日午後3時からですね、島田さんと私それから譲り受けをいたしますBさん、3人にて土地の確認をいたしました。

譲渡人のAさんは数年前に会社を退職しましたが、本人は農業には全く関心がなく田畑は荒れ放題ということで、田んぼ畑等が少し残っているんですけども、彼がいつも車の修理等を出しているBさんにですね、以前畑を耕作してもらっていたBさんに譲り渡すということになったようです。

所在地は〇〇の西側と言いましょか、農免道路からちょっと下ったところですね。そこで××の中にあるんですけども、以前からBさんがトマト等を栽培していたということで、現場には管理機もありましたトラクターもあった状態であります。

将来的には畑の中間の方にバックホウをいれて耕したり、ちょっと庭石等が残っているものでそれを除去する作業をして整備したあと、家庭菜園として使っていくという気持ちはあるようです。

境界はですね、ブロック塀あるいは町道に囲まれていて境界は明確になっているわけでございますので、特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いいたします。

<野澤会長>

ありがとうございます。この件につきまして、質問ご意見ありましたらお願いいたします。ないようですのでこの1番について採決を取りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございます。

<野澤事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は2ページをご覧ください。

熊本県熊本市東区…番にお住まいのCさんと、

東京都杉並区荻窪…番にお住まいのDさんが共同で所有いたします、

大字伊那富…番、地目は田、面積946㎡を、

大字伊那富…番地にお住まいのEさんが取得するものです。

譲渡人のCさんとDさんは相続にて申請地を取得しましたが、遠方にお住まいのため管理耕作ができないということで、農地の譲渡先を探しておられました。

譲受人のEさんは申請地に隣接する東側の農地で耕作をされており、今回申請地を取得し、農業経営の安定を図りたいということで申請がありました。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、野澤会長、小松推進委員から意見書をいただいております。

<野澤会長>

はい、この件についてご報告をいたします。2月15日朝9時半から、小松さん私それと行政書士の〇〇さんと現地で立会いを行いました。

このところは地図見ていただいてわかる通りです。全面田んぼの一枚で譲渡人のCさんそれからDさんはこちら実家があったんですが、もう誰も住んでいられなくて売渡人を探していたようです。

譲受人のEさんは女性になっていますが、ご主人が今農業をやって営農組合員等でも農業をやられている方で特に問題はないかと思えます。

周りも田んぼで、かつ、ここも自身の田んぼということで耕作をされてるということで予定しておりますので、特に問題ないかと思えます。よろしくご審議をお願いいたします。

それではこの件につきまして何か質問意見ありましたらお願いいたします。ないようですので2番について採決をとりたいと思えます。賛成の方の挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございます。

<野澤事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は3ページをご覧ください。

大字伊那富…番地にお住まいのFさんが所有いたします、

大字伊那富…番、地目は畑、面積611㎡および、

大字伊那富…番、地目は畑、面積3711㎡および、

大字伊那富…番、地目は畑、面積426㎡および、

大字伊那富…番、地目は畑、面積441㎡および、

大字伊那富…番、地目は畑、面積361㎡ 計5筆、5550㎡を、

箕輪町大字中箕輪…番地にお住まいのGさんが取得するものです。

譲渡人のFさんは相続にて申請地を取得しましたが、耕作・管理を継続して行うことが難しいということで、今回申請地隣で果樹を作られているGさんが取得し、農業経営の安定を図りたいということで申請がありました。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、野澤会長、小松推進委員から意見書をいただいております。

<野澤会長>

ありがとうございました。それでは私の方から3番についてご説明いたします。

先ほどと同じ2月15日朝、小松さん私それと譲渡人のFさんと3人で現地で確認をさせていただきました。

現地はちょっと地図わかりづらい、〇〇の一番山つきの農免のすぐ下、昭和の時代の開墾をして、譲渡人のFさんのお父さんがずっとリンゴ畑をやっていた農地でございます。それと一部はFさんのお父さんが昭和のいつ頃か、小さい頃ですから昭和40年か50年ぐらいまで鶏を飼って鶏舎がありました。

そういうちょっとここは非常に人里離れたというか、新しく地図の上の方には人家が多々ありましたけれどもずっと傾斜地で、Fさんも自営で仕事をされてるんで畑の方ができないということで、譲渡を考えておりました。そこでたまたま隣で△△からいらっしゃったGさんが、引き続きリンゴ畑として耕作をするということで今回の提案となっております。

Gさんについてはもう皆さんご存知の通り結構リンゴ畑をずっとやられてしっかり経営をされておりますので、特に問題はないかと思います。

また周辺農地へは特に人家もなく傾斜地なんでリンゴ畑か果樹かあとは牧草ぐらいしか適さない農地でございますので、Gさんにこれから引き続きリンゴ・果樹として耕作をお願いするということ考えております。

特段他には指摘事項はありません。ご審議のほどよろしくお願いします。

はい、それでは3番について何か質問ご意見ありましたらお願いいたします。ないようでしたら3番について採決をとりたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございます。

<野澤事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。地図は4ページをご覧ください。

飯島町七久保…番地にお住まいのHさんが所有いたします、

中央…番、地目は田、面積454㎡を、

大字伊那富…番地にお住まいのIさんが取得するものです。

譲渡人のHさんは相続にて申請地を取得しましたが、遠方にお住まいで耕作・管理ができずにおられました。

譲受人のIさんは、空き家とともに申請地を取得し、自家用野菜を耕作されるということで申請がありました。

譲受人は現在保有している農業機械はありませんが、今後導入予定であり、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、横川委員、島田委員から意見書をいただいております。

<島田委員>

報告いたします。2月19日木曜日11時から横川委員そして辰野不動産の□□さんと私ということで、立会いをさせていただきました。

今野澤補佐よりお話があった通り、今現在は農業機械は一切持っていない方であります。

場所はこの地図の通り〇〇裏の××の道挟んで北隣というところでありまして、ここ全体は住宅地の場所であります。なので周辺の農地といっても、この地図の右側のところ、ちょっともう切れてますけれども、そここのところが小さく農業を自家用のみやっている程度の場所であります。

空き家バンクの形で購入をされました。譲受人は現在辰野町内で△△をされておりますけれども、定年を前にお家を探してたということで、住宅こちらの方も購入が決まって売買契約の中でですね、隣の農地の方も購入の方を決められたということであります。

譲渡人はお話の通り遠方に住んでいるということで管理はできておりません。地目は田になってますけども現状は畑であります、もう荒れていて、畑もきちっとやってない状態であります。

定年退職後ですね、Iさんが機械を購入してやる予定ではありますけども、今後どのような状態になるか注視はしていきたい案件かなとは思っております。現状ではですね、きちんと草刈りもしながらそうやって守っていただく方がいることはいいのではないかと考えて承諾させていただきました。

審議の方よろしく願いいたします。

<野澤会長>

ありがとうございます。それでは4番の件についてご意見質問ありましたらお願いいたします。ないようですので4番について採決をとりたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございます。

<野澤事務局次長>

5番、所有権の移転でございます。地図は5ページをご覧ください。

大字伊那富…番地にお住まいのJさんが所有いたします、

大字伊那富…番、地目は田、面積544㎡を、

大字伊那富…番地にお住まいのKさんが取得するものです。

譲渡人のJさんは高齢のため耕作ができず、譲渡先をさがしておられました。

譲受人のKさんは新町を中心に耕作をされており、今回申請地を取得し、農業経営の安定を図りたいということで申請がありました。

また、今後は申請地の周辺も貸借にて耕作面積を広げる予定です。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、横川委員、島田委員から意見書をいただいております。

<横川委員>

5番の案件につきまして、2月の18日水曜日午後1時から立ち会いをさせていただきました。島田さん私それから、譲受人のKさん3名で確認をいたしました。

ネギ栽培はですね、結構うまく行っていた〇〇さんの紹介があったと思います。〇〇さんはもう二、三年前からネギ栽培を縮小しておりまして、後進の指導といいましょうか、Kさんにいろいろアドバイスをしながら、またKさんが土地を拡大し栽培面積を広げたいというような相談に乗っていたんだと思います。それで今回のこの土地の購入になったというところであります。

場所は××がちょっと北の方にあるんですけども、□□の工場の近くですね。△△の東側でありまして、この一角544㎡でありますけれども、この土地を紹介されて今回買うということになったということでもあります。

そして△△との間に広いスペースがありますがけれども、ここは2区画にわかれておりまして、これは田んぼでありますね。そこも今回使用貸借で借りるということになりました。それから右隣ですね、右隣にもう1つ区画がありましてそこも借りて、全部合計で4

区画を借りてネギ栽培をしていきたいということをおっしゃられていました。

他の先ほどの購入する以外の土地はですね、◎◎さんが以前作っておりまして非常に荒れて、ここ2・3年は作っておらず、荒れた状態であります。そして今回購入する土地は誰も作らず、耕作されておらず、荒れた状態でありますので、これらの土地はこれから手を入れて、すぐには今年からは作付けを考えてないようありますけれども、耕してそれから緑肥等を栽培して、少し肥沃してから作付けをしたいという方向のようです。

Kさんも実際はもっと広く作ってる新町でやりたいことは山々でありますけども、他の利害との関係もあってそうもいかないということで、土地を借りたり買ったりして規模を拡大していく、そういう意向を持っております。

最後に、この辺は民家の真ん中で点在しておりますんで、早朝の作業とか、あるいは消毒作業にはですね、十分注意するようにお願いいたしました。ご審議をお願いいたします。

<野澤会長>

はい、ありがとうございました。この件につきまして質問ご意見ありましたらお願いいたします。ないようでしたら採決をとりたいと思います。賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございます。

ちょっとすみません。ここで一言私の方から御説明させていただきたいんですが、1年間この3条の移転の関係あったと思うんですが、ちょっと他の市町村との協議会の中で話があったんですけど、こういうところを重点的に農地パトロールのときに念を押して確認をしていただきたいということでした。転用が出たんだけどなんかそのままにされてるような農地も他の市町村もあるようですので、ぜひ農地パトロールのときに、この今回この1年間で出た農地、重点的にご確認をいただければと思いますがいかがでしょうか。事務局よろしいでしょうか。

【議案第2号、農地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について】

<野澤事務局次長>

農地中間管理事業に関しまして、計64件、116筆、129,091㎡の利用権の設定であります。

詳細は議案書6ページから10ページの農地中間管理事業による中間管理農地整理簿に基づいております。

農地中間管理機構である公益財団法人長野県農業開発公社との農地利用集積計画

は、議案書10ページのとおりとなっております。

続きまして・・・(第3号へ)

【議案第3号、農用地利用配分計画(案)に対する意見について】

＜野澤事務局次長＞

農用地利用配分計画(案)については、議案第2号で集積を決定した農地について、農地中間管理機構から受け手へ利用配分を計画するもので、すべての農地について認定農業者等、農地中間管理機構より位置づけられた担い手へ配分されます。詳細は同じく議案書6ページから10ページの農地中間管理事業による中間管理農地整理簿に基づいております。利用配分計画(案)については議案書11ページのとおりとなっております。

なお、株式会社Lの設定期間が5年未満の筆につきましては、当初Mさんで契約していたものを株式会社Lに変更したことによる再配分となります。

所有者もしくは相続人代表者と農地中間管理機構との間、および農地中間管理機構と担い手のみなさんとの間ではそれぞれ事前合意がなされておりますが、農業委員会では意見を述べるができますので、皆様のご意見を伺いたいと思います。

なお、今回の審議分につきましては、既に協議会で協議済みです。

＜野澤会長＞

はい、ありがとうございました。質問については議案第2号第3号を一括して受けたいと思います。何かご質問ご意見ありましたらお願いいたします。

今回ちょっと先ほど説明あった通りLさんが株式会社が変わったということで、名義の書き換えでちょっと件数多くて大変ですけども、細かくはまたちょっと確認をいただければと思います。

＜小松推進委員＞

あとNがけっこうあるんですけど、これいわゆる相対の口約束の契約だったのを、中間管理にしてもらってあります。

＜野澤会長＞

ありがとうございます。すみませんちょっと私から。小松さんこれ全部〇〇耕作？小松さんが作ったものですね。

＜小松推進委員＞

私の方からお願いしてやってもらったものです。

<野澤会長>

まだあるんですね。

<小松推進委員>

いくらに残ってますけど、大体は〇〇耕作がやっています。

<野澤会長>

はい、ありがとうございました。ということで他の営農組合さんとか担い手さんで、同じように今まで相対でやってたところについては、このような形で契約をしていただくということが昨年の基盤強化促進法の方で定められておりますので、皆さんについてもそのようなお話があったときは、その旨おすすめてさせていただくようにぜひお願いいたします。では議案第2号についての採決をとりたいと思います。議案第2号について賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございます。

続きまして議案第3号について採決をとりたいと思います。議案第3号について賛成の方の挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございます。

【議案第4号、非農地申請について】

<野澤事務局次長>

非農地証明書の交付申請であります。

1番、詳細は議案書13ページ、地図は6ページをご覧ください。

大字平出…番地にお住まいのOさんが所有いたします、

大字平出…番、地目は田、面積19㎡について申請がありました。

理由といたしましては、申請地は申請者のお父さんの代から約40年にわたり、お隣の方に庭の一部として貸されており、現在は花壇として利用されていることから、今後農地として利用される可能性もなく、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われます。

この件につきましては、赤羽委員、有賀則幸推進委員にご確認いただいております。

<有賀(則)推進委員>

報告いたします。1月28日ですね、赤羽さんと借主の〇〇さんで午前9時から確認をいたしました。

今お話がありましたようにお父さんの代から、40年ほど前からですね、花壇として借用していたそうです。確認したところ砂利も敷かれておりまして、また樹木もだいぶ大きなものが2本あります。庭の一部には物置の支柱がありまして、とても水田には復元は厳しいと思いました。

また境界もはっきりとしておりましたので、別段問題はないかと思います。ご審議よろしくをお願いします。

<野澤会長>

ありがとうございました。それでは非農地の1番について質問ご意見ありましたらお願いいたします。ないようでしたら1番について賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございます。

<野澤事務局次長>

2番、詳細は同じく議案書13ページ、地図は7ページをご覧ください。

長野市吉田四丁目…番にお住まいのPさんが所有いたします、
大字小野…番、地目は畑、面積634㎡について申請がありました。

理由といたしましては、申請地は昭和28年に申請者が相続した時点で既に山林化しており、今後農地として利用される可能性もなく、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われます。

この件につきましては、飯澤代理、中村推進委員にご確認いただいております。

<中村推進委員>

2月の15日の午前9時から飯澤代理と長野市の行政書士〇〇氏の3人で現地確認をいたしました。申請箇所は周囲も山林化していて、地籍調査も実施していないため境界も明確にできません。申請地から離れた場所から現状の確認をいたしました。地図の中ほどのところにPさんの住宅がありますけれど、その入口付近から現地を遠くから見たというような形であります。

申請者のPさんは、長野市に移住される前はちょうどこの地図のところに住まわれていましたが、申請地は傾斜地ということもありまして以前から耕作はされていなかったようであります。

私もこの藤沢に住んでおりましたが、申請地付近が農地として耕作されていた記憶はありませんので山林への地目変更については、やむを得ないと思います。

審議をよろしくお願いします。

<野澤会長>

ありがとうございます。ではこの件につきまして質問ご意見ありましたらお願いいたします。ないようでしたらこの2番について採決をとりたいと思います。賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございます。

報告事項

<野澤事務局次長>

それでは報告事項です。

- (1) 農地法第18条第6項の規定による届出について、解約の届出計3件、議案書の14ページの通りであります。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。
- (2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、相続の届出計6件、同じく議案書の14ページの通りであります。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

報告事項は以上でございます。

<野澤会長>

はい、ありがとうございました。今日の審議事項は以上になりますので、事務局の方にお返しいたします。

<丸山事務局長>

議事の進行ありがとうございました。5番のその他でございます。事務局の方からお願いします。

<事務局中澤>

○次回委員会総会開催日

日時:令和8年4月3日(金) 10時00分

場所:役場2階 大会議室

<丸山事務局長>

はい事務局からは以上でございますが、本日の総会全体を通して委員の皆様から何かございますでしょうか。

<有賀(則)推進委員>

すみません1点いいですか。先ほどの中間管理の件でお話がありました中間管理機構の件ですけど、平出の上野に住んでるんですが、昨年まで13圃場ですね、水田として営農組合で管理をし、ソバを耕作していました。それで、今年から〇〇さんが水稻を作ってもいいという、まだ確約はまだないんですけど、そんな話があります。

ですのでもし〇〇さんが今年からやるよっていう風になった場合には、このように申請をしなくてはいけませんよね。

<野澤会長>

今まではソバは誰が作っていたの。

<有賀(則)推進委員>

営農組合でやっけていまして、それを個人で〇〇さんをお願いしたらやってくれと。確約はまだないんですけど、もし今年からやってもらうのができたならば、この申請はすべきですね。

<事務局松田>

そうですねやはり中間管理で所有者さんとまだ営農組合の名前になっちゃってると、あとあと〇〇さんがやるときにあれってなっちゃうので、やっぱり名前は変えた方がいいと思います。△△を解約するかもしくは耕作者の変更、権利移転でよければ。所有者の方で同意が得られていれば。

<丸山事務局長>

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは閉会を飯澤代理お願いいたします。

(閉会)

<飯澤職務代理>

はい慎重審議ありがとうございました。これをもって総会の方を閉じさせていただきます。ありがとうございます。

<丸山事務局長>

ありがとうございましたそれでは引き続き協議会をこの時計で 50 分から始めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証明するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印